

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立曽爾青少年自然の家利用細則

令和7年8月1日

(趣旨)

第1条 国立曽爾青少年自然の家（以下「当所」という。）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(個人利用者の範囲)

第2条 利用規則第2条第3項の規定に基づいて 個人で当所を利用することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行うとき。
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行うとき。
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行うとき。
- 四 その他所長が適当と認めるとき。

(利用の申込み)

第3条 当所を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を、定める期間内に所長に提出するものとする。受付期間の詳細については、「国立曽爾青少年自然の家受け入れ基準に関する内規」に定める。

(利用の承諾)

第4条 所長は、利用申込みがあったときは、国立曽爾青少年自然の家利用申込審査要領に基づいて審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。なお、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うことがある。

(利用承諾の取消)

第5条 所長は、当所を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する利用の承諾を取消することができる。

- 一 第6条各号の規定に違反するおそれがあるとき。
- 二 第13条第1項に抵触したとき。
- 三 その他所長が特に必要と認めたとき。

- 2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めたときは、利用申込の受付を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 利用者は、当所においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 その他、施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入所・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。標準生活時間には、朝のつどい及び夕べのつどい、国旗及び所旗の掲揚・降納が含まれる。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第10条 利用者の食事は、当所において定める献立により行う。ただし、特別な事情があると所長が認める場合はこの限りではない。

- 2 前項の食事の費用は利用者の負担とする。
- 3 食事の持ち込みを希望する場合は、事前に団体から申し出るものとする。申し出があった場合、当所は持ち込みの可否を判断し、申込者に通知する。

(飲酒及び喫煙)

第11条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

- 2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により当所の施設・設備等を破損又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第13条 利用者は、当所の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項又は利用規則第6条各号の規定に違反した者に対して、退所を命じることができる。

(キャンセルポリシー)

第14条 所長は、当所を利用する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、次回以降、最大2年間利用を承諾しないことができる。ただし、天災など、所長が認める場合はこの限りではない。

一 50名以上で利用の申し込みをしている団体が、利用開始日から起算して2ヶ月前にあたる日以降からのキャンセル。

二 50名以上で利用の申し込みをしている団体が、50名以上または利用申し込み人数に対して3割以上の利用者数の減少となった場合。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和7年8月1日から施行し、国立曽爾青少年自然の家の家利用細則（平成18年4月1日制定）は廃止する。